

一般会計における使用料・手数料に係る  
消費税率引上げへの対応

令和元年 11 月  
川 崎 市



## 1 策定の考え方

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。原則として、全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などが課税対象となり、課税される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することとされています。

地方公共団体の活動であっても、公の施設の維持管理・運営や行政サービスなど、資産の譲渡等に該当する場合は、原則として民間事業者と同様に消費税の課税対象となります。ただし、地方公共団体の行う事業は、営利を目的としたものでなく、税、補助金、会計間の繰入れ等によりその経費を賄っているものが多いという特殊性があることから、一般会計には消費税の申告義務がないなどの、消費税法上の特例が設けられているところです。

これまで、本市では、施設利用者等の方への配慮などから、一般会計において、消費税率引上げのみを理由とした使用料等の料金改定を実施してきませんでした。そのため、本来であれば、施設利用者等の方に御負担いただくべき、消費税率引上げによる実質的な負担の増を、施設を利用していない市民の方も含めて、「市税」で御負担いただいている状況となっています。

しかし、消費税はサービスの受け手が負担することが原則であることや平成 29 年度包括外部監査人の意見などを踏まえ、この度、「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」をお示しして、一般会計においても、公の施設に係る使用料等に、消費税率引上げによる負担を適切に転嫁することとします。

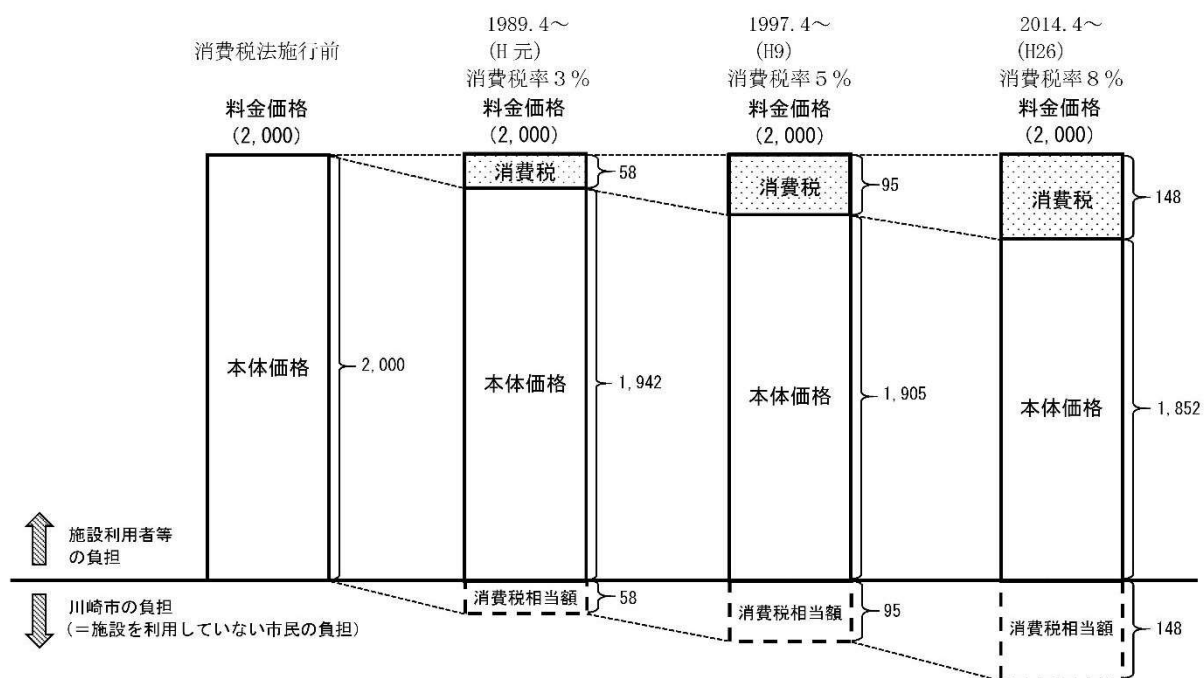
今後とも、受益者負担と公費負担の割合の考え方などを示した「使用料・手数料の設定基準」（平成 26 年 7 月策定）と併せて、さらなる「受益と負担の適正化」を図ってまいります。

## 2 これまでの対応

これまで、申告義務のある特別会計及び企業会計においては、消費税率の引上げにあわせて、公共料金などに消費税相当額の料金引上げを行ってきました。

一方で、申告義務のない一般会計においては、消費税率の引上げにあわせて、消費税相当額の料金引上げを行わず、公の施設の使用料等に消費税の「負担の転嫁」を行ってきませんでした。

消費税法上の課税取引については、当然に消費税相当分が料金価格に含まれていますので、下図イメージのように、消費税率の引上げの都度、事実上、**本体価格の引下げ**を行ってきたこととなります。



### 3 課題の所在

本市では、これまで、申告義務のない一般会計の消費税相当額については、公の施設の使用料等に「負担の転嫁」を行ってきませんでした。

このことは、料金価格を据え置くことにより、施設利用者等への配慮という側面があった一方で、施設やサービスを利用しない市民が、施設利用者等が負担すべき消費税の負担を、「市税」により負ってきたことを意味するものであり、**受益と負担の適正化が図られていない状況となっています。**

消費税は、サービスの受け手が負担することが原則であることから、**適切に施設利用者等に、消費税の負担を転嫁する必要があります。**

## 4 今後の対応

### (1) 消費税率引上げに伴う負担の転嫁の実施時期

消費税率引上げに伴う負担の転嫁は、「使用料・手数料の設定基準」に基づき、おおむね4年ごとの原価計算による本体価格の見直しと併せて、実施することとします。

また、平成29年4月に、「使用料・手数料の設定基準」に沿って、本体価格の原価計算に基づく料金価格の見直しを実施しており、次回見直しの時期をおおむね4年ごととお示ししていることなどから、消費税率10%の引上げによる負担の転嫁を含めた料金改定は、令和3年4月に行うこととします。

なお、消費税率の引上げ時期に合わせた転嫁は行わないこととなりますが、これは、申告義務がない一般会計において、公の施設の使用料等に、どのように負担を転嫁するかは、地方公共団体の政策判断の部分があることから、

- ・ 増収効果やコスト削減努力を、適切に原価計算に反映するためには、一定の期間を設ける必要があること
- ・ 頻繁に料金改定することによる、施設利用の煩雑さ、度重なるシステム改修や値段表示看板の書換えなどの諸経費の増嵩を回避する必要があること

などの理由により、おおむね4年ごとの定期的な見直しの中で、負担を転嫁すると判断したものです。

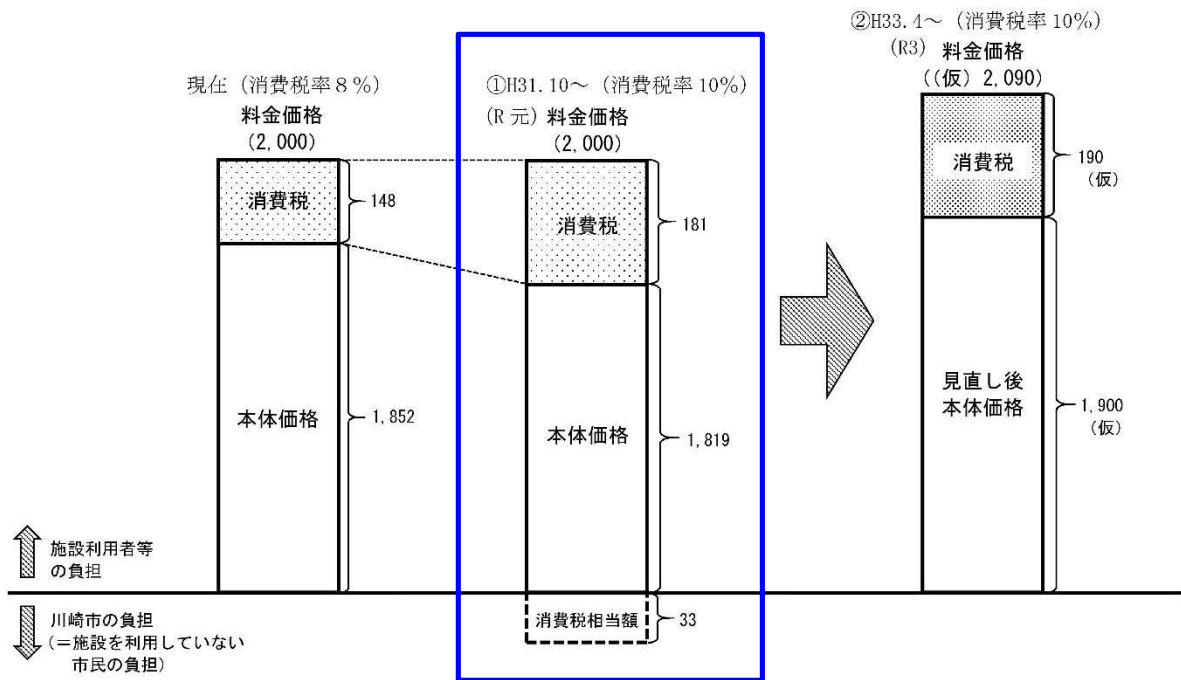
ただし、一般会計の公の施設に係る使用料等は、種類が多岐にわたり、状況も様々であることから、次の場合などは、例外的に、個別に対応することとします。

#### **【個別対応が必要な場合】**

- ① 市営住宅使用料など、国の標準政令や基準等が定められている場合
- ② 放置自転車等返還手数料など、受益者負担の考え方になじまない場合
- ③ その他、施設整備の完了など、抜本的な見直しが必要である場合

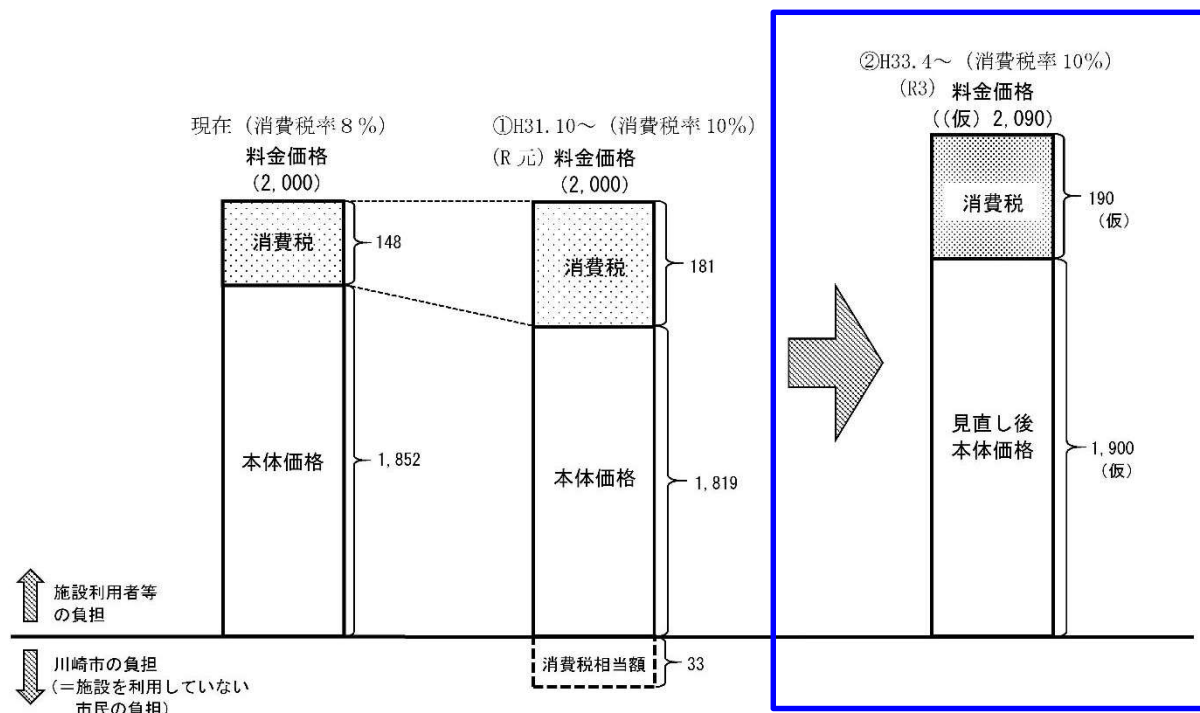
(2) 令和元年10月(消費税率10%引上げ時)から次回見直しまでの対応

消費税率が8%から10%に引き上げられる令和元年10月から、令和3年3月までの間は、下図のとおり、本体価格を引き下げることにより、使用料等の価格を据え置きます。



### (3) 令和3年4月に実施予定の次回見直し時の対応

料金改定に際しては、平成27～30年度決算等を踏まえた原価計算に基づき **見直した本体価格に対して、消費税率10%を乗じる** こととします。



#### 【消費税の負担の転嫁による料金改定のイメージ】

##### < 現在 >

料金価格 2,000 円 (本体価格 1,852 円、消費税額 148 円、消費税率 8%)

##### < ①令和元年10月～令和3年3月 >

料金価格 2,000 円 (本体価格 1,819 円、消費税額 181 円、消費税率 10%)

本体価格の見直し時期までの間、暫定的に、料金価格を据え置くため、本体価格が引下がる。

##### < ②令和3年4月～ >

見直し後の本体価格 (仮) 1,900 円 × 1.1 (消費税率 10%) = 2,090 円

(本体価格 1,900 円、消費税額 190 円)



## 5 その他

### (1) 端数の取扱い

消費税は、最終消費者に適切に負担していただく税金であることを踏まえ、消費税率引上げにあたっての公の施設の使用料等の算定は、原則として1円単位とします。

ただし、使用料等を1円単位とすることにより、施設利用者等の利便性が大きく損なわれる場合や、国の指針等により取扱いが示されている場合などには、その実態や料金体系全体を考慮した適切な単位（10円単位や100円単位など）により設定するものとします。

- ① 金銭收受の煩雑さや所要時間の増によって、窓口待ち時間の増加など施設利用者等の利便性が大きく損なわれる可能性がある場合
- ② 使用料等の収納関連システムや自動販売機等の改修費用が多額となる場合
- ③ 国、他の地方自治体又は民間事業者の同種の使用料等と均衡を図る必要があり、1円単位にすると均衡を失する場合

また、端数調整を行う場合は、原則として、単位未満切捨てとします。

ただし、国の指針等により取扱いが示されている場合や、料金体系全体を考慮して設定する場合など、これにより難しい事情がある場合には、調整できるものとします。

### (2) 経過措置

料金改定の条例施行前に、既に使用料等を徴収している場合には、追徴は行わないこととします。また、同種の施設の取扱いや指定管理者との協議状況等により、必要に応じて経過措置を設けることができることとします。